別表 　優先順位判定基準

Ⅰ　介護の必要性

１　要介護度　　５ 　　３０点

　 　４ 　　２５点

　３ 　　２０点

２ 　　１５点

　１ 　　１０点

Ⅱ 介護の困難性

1 　居場所 　①在宅　　　 　　　１０点

　 　②入院・入所・入居　 　０点

　（早期の退院・退所・退居勧告がなされている場合は１０点）

２ 家族介護者の状況

①介護者がいない（単身）または介護者が別居

1　介護が不可能　 　　３０点

2　介護が不十分　 　２０点

3　介護がやや不十分 １０点

②介護者はいるが、高齢、病弱、就労、育児等に従事又は、他の

要介護者がいる 1 介護が不可能 　　　２５点

2　介護が不十分　　 １５点

3 介護がやや不十分 　５点

Ⅲ 個別に勘案すべき事項 　\*点数の上限は20点

１ 介護者に係る事由　 １・３・５点

（介護者が介護に対して極めて消極的である場合、被介護者が介護者との関係において特に精神的苦痛を訴えている場合、介護者が長年に渡る介護疲れを訴えている場合、入院中であっても付き添い等による介護疲れが著しい場合など。）

２ 経済的事由　　１・３・５点

（指定居宅サービスを利用し在宅生活をしているが、経済的事由により必要なサービスの維持が困難であり、施設入所により経済的負担が軽減される場合など。）

３ 住宅事情　 １・３・５点

（立ち退きを求められている、退院・退所・退居後の住居がない、住居環境（廊下、階段、便所、浴室等の住宅改修が困難）が介護に適さない場合など。）

４ 認知症による行動障害 １・３・５点

（徘徊、火の不始末、暴力、不潔行為等が顕著であり在宅生活が困難と認められる場合など。）

　又は、

知的障害・精神障害等による行動障害　　１・３・５点

(異食、興奮、寡動、自傷行為等が顕著であり在宅生活が困難と認められる場合など。)

５ 本人の強い入所希望 １・３・５点

（本人に強い入所の希望がある場合。）

Ⅳ その他特別に勘案すべき事項 \*点数の上限は10点

　＜Ⅳにおいて勘案すべき事項について＞参照

＜留意事項＞

Ⅱ ＊客観的事実及び状況から判断する。

Ⅱ－１ ＊入院・入所・入居の対象施設等は、医療機関、養護老人ホーム、介護保険施設、認知症対応型共同生活介護事業所、特定施設入居者生活介護事業所及びその他社会福祉施設等とする。

＊早期（概ね１か月程度以内）の退院・退所・退居勧告については、医療施設にあっては医師による明確な退院勧告がなされている場合、養護老人ホームにあっては個別処遇計画により養護老人ホームでの生活の維持が困難と評価されている場合、介護保険施設にあっては当該施設でのリハビリテーションや医学的管理の必要がなくなったなど施設ケアプランにより評価されている場合、認知症対応型共同生活介護事業所、特定施設入所者生活介護事業所にあっては当該事業所での生活が困難であるとケアプランにより評価されている場合とする。

Ⅱ－２①② ＊在宅の者は指定居宅サービスを利用しない状況で判断する。

＊入院・入所・入居中の者については居宅に帰った状況で判断する。

Ⅱ－２① ＊同一敷地内で別居の場合は「②介護者がいる」で判断する。

Ⅲ ＊１～５について該当する場合、１事項につき１、３又は５点加算する。ただし、点数の上限は２０点とする。

＊加算については、各項目の緊急度、必要性、着目すべき状況等に応じて判断する。

５点・・・施設入所の緊急度が極めて高い。

３点・・・施設入所の必要性がある。

１点・・・施設入所を検討するに際して、着目すべき状況にある。

＜Ⅱ－２の判断基準例＞

Ⅱ－２①１　　介護者が全くいない又はいても遠方に在住している。

Ⅱ－２①２　　介護者が近隣に在住しているが、高齢、病弱等により、週に半分程度しか介護に携わることができない。

Ⅱ－２①３　　介護者が近隣に在住しており、週に半分以上は介護に携わることができる。

Ⅱ－２②１　　介護者が同居しているが、介護者の入院等により、全く介護に携わることができない。

Ⅱ－２②２　　介護者が高齢、病弱又は他に同居等の要介護者を介護しているので、必要とされる介護の半分程度しか介護に携わることができない。

Ⅱ－２②３　　介護者が高齢、病弱等ではあるが、必要とされる介護の半分以上は介護に携わることができる。

＜Ⅳにおいて勘案すべき事項について＞

事例

１　長期入院で退所になった利用者が再入所の申込をした場合。

２　長期にわたる入所待機者で在宅生活が困難になった場合。

３　「Ⅲ個別に勘案すべき事項」で評価した事項の程度が極度に深刻な場合。

４　施設の所在地が属するいわき市が定める日常生活圏域に入所申込者が居住している場合（地域性）。

５　前回の入所検討委員会での順位が上位で近日中の入所を期待していた者で、今回の入所検討委員会での順位が著しく低下した場合。

６　主介護者の年齢が７０歳以上の場合（老老介護）。

７　その他上記以外で特別に勘案すべき事項。

\*個別調査の内容から、その他特別に勘案すべき事項があれば入所検討委員会で検討し、内容を議事録に記載する。

\*Ⅰ～Ⅲの判定基準で評価されない事項について勘案する。

\*社会福祉法人の使命である「社会的弱者救済」の観点から、各施設で判断する。